



## 令和6年4月1日から私債権に対する督促手数料と遅延損害金を新たに徴収します

市では、市の債権を適正に管理することを目的として、大船渡市債権管理条例を制定し、令和5年4月1日から施行しています。

この中で、私債権について納期限までに支払いがないときは、令和6年4月1日から市税等と同様に「督促手数料」と「遅延損害金」を徴収することとしています。



### ◆私債権とは

水道料金、学校給食費徴収金、市営住宅使用料など、市民の皆さんと市の契約により発生した費用を「私債権」といいます。

これに対して、こども園等使用料など行政サービスの対価としての費用を「公債権」といい、現在、督促手数料と延滞金を徴収しています。

### ◆納付が確認できない場合は

水道料金などの納付が確認できない場合は、納期限後、20日以内に督促状を発送します。

この場合、切手代など実費相当額として1通につき100円の督促手数料を徴収します。

### □市の取り組み

歳入の根幹である市税や税外収入金は、市政を運営するための重要な自主財源です。

市では、市民の皆さんに市税などを納期限までに納めていただくように通知し、納付が確認できないときは、督促手続きをしています。

これにより納付した場合でも、期限内に納めた方と納期限を過ぎて納めた方との負担の公平性を確保するため、遅延損害金を徴収することとしています。

### □遅延損害金の計算方法

大船渡市債権管理条例第12条に規定する計算式は、次のとおりです。

$$\text{〔遅延損害金〕} = \text{使用料等} \times 1 \times \text{年} 3\% \times 2 \times \text{日数} \div 365 \text{日}$$

(※1) 2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨て

(※2) 民法第404条に規定する法定利率

(※3) 納期限の翌日から支払った日までの日数

#### ★計算した遅延損害金の端数処理

※算出額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て

※算出額が1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨て

#### 計算例

使用料 100,500円、納期限 令和6年4月30日、支払日 令和6年10月15日

$$100,000 \text{円} \times 3\% \times 168 \text{日} \div 365 \text{日} = 1,380 \text{円} \Rightarrow 1,300 \text{円}$$

### □支払いが困難なとき

やむを得ない事情があり、納期内の納付が困難な場合は、各債権の担当課にご相談ください。

▶問い合わせ先= 税務課収納係 (☎内線157・158・161)

## 岩手県の最低賃金が改正されました

岩手県最低賃金が、令和5年10月4日から時間額893円に改正され、岩手県内で働くパートタイマー・アルバイトなどを含む全ての労働者に適用されます。



岩手労働局HP

賃金額が、時間額893円を下回っている場合は、発効日以降の賃金額が893円以上となるよう是正する必要があります。詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。

### ▼問い合わせ先

商工課労政係 (☎内線1-1-1)

## クマの出没に注意ください

現在岩手県では、県内全域に「ツキノワグマ」の出没に関する警報が発表されています。また、今年は東北地方でドンブリ(クマの食糧)の大量凶作が予想されています。クマが人里に近い場所へ出没するおそれがありますので、山や森に入る際は、クマと出合わないよう、以下に注意してください。

### ■山でクマに出合わないための注意点

- グループでの行動を基本とし、朝夕は山中には入らない。
- 山中では声を掛け合いながら行動する。
- 出沒情報を市農林課や警察署から確認し、危険な場所には近づかない。
- 鈴や笛、ラジオなど音の出るものを携帯し、クマに自分の存在を知らせる。
- 子グマの近くには必ず母グマがいるため、子グマを見たらそっと立ち去る。
- 山菜採りは、周囲を確認しながら行い、足跡やふんを見つけたら引き返す。

### ■人里に近づけないための注意点

- 廃棄野菜や生ごみ、コンポストの管理を適切に行う。
- 農地周辺のやぶを刈り払い、見通しの良い環境を整備する。
- 電気柵などを設置し、クマを寄せ付けない対策をする。
- 庭先の果樹は適期が来たらなるべく速やかに収穫する。
- 屋外やクマが侵入できる納屋などに果物、穀物、ペットフードなどを保管しない。

### ▼問い合わせ先

農林課林業係 (☎内線3000)

## インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

### 【子ども】

- ▶対象 = 生後6カ月の乳児から中学生まで
- ▶接種回数 = 13歳未満2回 / 13歳以上1回
- ▶市助成額 = 1回につき2,000円

▶接種方法 = 事前に医療機関へご予約ください。  
※医療機関により接種が可能な年齢が異なりますので、ご注意ください。

▶接種期限 = 令和6年1月31日(水)

▶持ち物 = 母子健康手帳

### 【高齢者】

▶対象 = 下記のいずれかに該当する人

- 接種日に満65歳以上の人
- 接種日に60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器に重度の障害がある人(詳細は問い合わせください)

▶接種回数 = 1回

▶市負担額 = 1人につき2,000円

▶接種方法 = 事前に医療機関へご予約ください。

▶接種期限 = 12月31日(日)

### ▶持ち物 = 健康保険被保険者証

#### 【市内の予防接種実施医療機関】

以下の医療機関で接種することができます。市外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に健康推進課に問い合わせください。

医療機関名	電話番号	高齢者	子ども
県立大船渡病院	☎26-1111	●	● 6カ月以上
石倉クリニック	☎21-2525	●	● 7歳以上
いとう耳鼻咽喉科クリニック	☎21-1333	●	● 5歳以上
岩淵内科医院	☎26-5355	●	● 3歳以上
うのうらクリニック	☎21-3636	●	● 小学生以上
えんどう消化器科内科クリニック	☎21-1555	●	● 6歳以上
大津小児科ファミリークリニック	☎27-2673	●	● 6カ月以上
菊田外科・泌尿器科	☎26-4075	●	● 3歳以上
菊池医院	☎21-1620	●	● 13歳以上
滝田医院	☎29-3108	●	● 6歳以上
山浦医院	☎26-3121	●	● 3歳以上
山崎内科医院	☎26-4448	●	
ちば内科診療所	☎22-8990	●	● 10歳以上
越喜来診療所	☎44-2103	●	● 6カ月以上